

工作物リスト

柏崎市景観条例および景観計画に掲げる工作物の種類は、次のとおりです。

| 番号 | 工作物の種類 |
|----|---|
| 1 | 太陽光発電設備、風力発電設備その他これらに類する再生可能エネルギー発電設備 |
| 2 | 煙突 |
| 3 | 電波塔、広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの |
| 4 | 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（電力柱、電話柱、電信柱は地盤面からの高さが15メートル以上のもの） |
| 5 | 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの |
| 6 | 石油類、ガス類、穀物、飼料、セメントその他これらに類するものを貯蔵する施設 |
| 7 | クラッシャープラント、コンクリートプラント、アスファルトプラントその他の製造施設 |
| 8 | 処理施設（汚物処理場及び焼却場等） |
| 9 | 立体駐車場 |
| 10 | 擁壁、門、塀、垣（生垣を除く）および柵（カザテを含む） |
| 11 | 遊園地等の遊戯施設（ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、飛行塔等） |
| 12 | その他、市長が指定するもの |